為政者の政治的言説における詭弁に関する実証的研究

山田　慎太郎[1]・藤井　聡[2]・宮川　愛由[3]・高橋　祐貴[4]・田中　謙士朗[5]

[1]学生会員　京都大学大学院　工学研究科都市社会工学専攻（〒615-8540 京都市西京区京都大学桂４）
E-mail:yamada.s@trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp
[2]正会員　京都大学教授　工学研究科都市社会工学専攻（〒615-8540 京都市西京区京都大学桂４）
E-mail: fujii@trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp
[3]正会員　京都大学助教授　工学研究科都市社会工学専攻（〒615-8540 京都市西京区京都大学桂４）
E-mail: miyakawa@trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp
[4]学生会員　京都大学大学院　工学研究科都市社会工学専攻（〒615-8540 京都市西京区京都大学桂４）
E-mail: y.takahashi@trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp
[5]学生会員　京都大学大学院　工学研究科都市社会工学専攻（〒615-8540 京都市西京区京都大学桂４）
E-mail: k.tanaka@trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp

昨今の日本において政策の可否を決定する手段として，直接民主制に基づいた「住民投票」が執り行われる事例が見受けられるが，こうした政治プロセスにはいくつかの問題点が懸念される．その一つとして，直接民主制下において政治的言説に詭弁が混入することは，間接民主制下において詭弁が弄される場合よりも悪影響を及ぼすという問題が挙げられる．そこで本研究では，大阪市特別区設置住民投票に関する政治家の政治的言説に着目し，所謂大阪都構想に関する政治家によるTwitter及びテレビ討論番組内での政治的言説に含まれる詭弁の定量的分析を行った．その結果，大阪都構想に賛成を唱える為政者の政治的言説中に看過し難い程度の詭弁が，混入されている疑義が濃厚であることが実証的に明らかとなった．この結果は，今後も我が国で実施され得る住民投票などの直接民主制の政治プロセスをどのように運用すべきかについての知見を提供したものと考えられる．

Key Words : *詭弁，プロトコル分析，大阪市特別区設置住民投票，詭弁文章率，詭弁濃度*

1. 背景と目的

(1) 政治的プロセスにおける為政者の詭弁

政治とは統治者・為政者が民に施す施策であり[1]，政治によって施行される政策は国家，国民に対して長期的，広域的に多大な影響を及ぼす重要なものである．したがって，政策の立案・策定段階においては，政策内容の十分な検討が求められることは論を俟たない．そしてその政治形態として，我が国をはじめ多くの先進諸国では，国民が自己の意思の反映である代表者を選出し，その代表者に政治の運営を任せる間接民主制が採用されている．そうした代議機関は，どんな個人より熟慮することにおいて優れており，代議機関に求められるのは話し合いであるとの指摘があるように[2]，こうした政治形態が採用されてきた背景として，適切な議論が求められていると言えよう．議論は人間社会の営みにおいて重要な役割を果たすものと考えらえれ，例えば，哲学の分野では真理の探求の方法として，命題とその反命題から止揚して新たな，より真理に近づいた命題を導き出す思考方法を弁証法と呼んだ[3]．同様に，一つ以上の政策から理性的な意思疎通を通して，両者の対立関係を解消しより善い政策を導き出す議論を小松らは弁証法的議論と称した[4]．つまり，より善き政策を立案，策定するには，慎重で，理性的な意思疎通を通した弁証法的な議論が最も有効なものの一つと考えられる．しかしながら，政治における至上目的を見失い，自身の案が正しくそれ以外の案の利点に耳を傾けずに自身の案を一方的に主張するとき，適切な議論は成立しえない．そこでの対話は上記のような弁証法的議論とは完全に乖離した，意見の公正さや根拠の真実性などの基準とは全く関係の無い「勝敗」を決することのみを目的とした討論・ディベートに堕することとなる．そのような真や善とは無縁の「勝敗」を決する

ことのみを目途とする討論においては，その討論者は自説を正当化させることに固執するために事実とは異なる虚偽の根拠を用いたり，論理学的に明らかに不当な論理を用いつつ，単なる「印象操作」により自説の正当性が担保されていると聴き手に錯覚させるような言説を弄しかねない．そうした道理に合わない言論は，「詭弁」と呼ばれ，古くはソクラテスの時代から議論における詭弁が問題視されてきた[5]．そしていうまでもなく，人びとの将来の利益，あるいは，生命や財産の在りようを決定づける政治にまつわる政治的言説に，そうした「詭弁」が含まれているとき，適切な政策議論は機能せず，策定すべきでない政策が策定されうることになり，最終的に国家，国民に不利益がもたらされることとなるのは決定的となる．だからこそ，政治的決定に影響を及ぼし得る「詭弁」は，公益の棄損を回避するためには，政治的プロセスの中から徹底的に排除しなければならないのである．

(2) 直接民主制の危険性

政治的言説に詭弁が含まれる危険性の深刻さに関しては，国家の統治形態による違いが考えられる．民主主義国家の統治形態には大別して直接民主制と間接民主制の二通りがある．直接民主制において詭弁が弄されるとき，その詭弁は直接的に政策の可否を左右し，国家，国民の存続と安寧に寄与するとは考えられない政策まで策定，施行される可能性がある．一方，間接民主制においては，仮にある国民が詭弁を弄することで政界に進出することが出来たとしても，他の誠実な選挙当選者がいる限りにおいて，策定すべきでない政策立案がなされた場合，そこでの議論によってその策定，施行を阻止することが可能である．したがって，政治的言説に詭弁が弄されること自体排除されるべきであるが，直接民主制下において詭弁が弄されることの方がより危険性は深刻であると考えられる．加えて，直接民主制においては，大多数の有権者が専門知識を持たないという問題も挙げられる．Daniel Kahnemanらは，人間は認知論的倹約家であり，判断や意思決定の際に，十分に検討された推論によらずに，経験知に基づいて判断や意思決定を行うと述べている[6]．そうであれば，大多数が政治的な専門知識をもたない有権者による直接民主制では，難解な政治的案件の具体的な説明よりも，有権者にとって簡単で，意思決定を行いやすい言説が政治的案件の可否における判断材料となることが懸念される．言い換えるならば，政治的案件の意思決定において，為政者の曖昧で好印象を与える言葉や論点をすり替える発言によって，本来なされるべき当該政策の内容の善し悪しの議論が封殺される事態が引き起こされることが懸念されるのである．

こうした危険性を孕む直接民主制の政治プロセスが採用された数少ない事例が大阪市特別区設置住民投票，いわゆる「大阪都構想」を巡る住民投票であった．大阪都構想では，政治の専門家ではない一般市民による住民投票にその賛否が委ねられ，その結果は法的拘束力を有するものであったにも拘らず，報道によれば，大阪都構想に関して為政者による詭弁的な言説が散見されたと指摘されている[7]．

2. 詭弁に関する既往研究と本研究の位置づけ

近代まで人文社会学を中心として人間や社会に蔓延する欺瞞を明らかにする試みがなされ，政治的プロパガンダに弁論が利用されてきた可能性を指摘する研究報告が存在する[8]．一方で，筆者らが知る限り，或る政治的言説が正当であるか否かについて，より厳密な学術研究として，論理学の視点から定量的に検証した研究は見当たらない．さらに，大阪都構想の以外にも，憲法改正をはじめとして，我が国の将来において住民投票に代表される直接民主プロセスが，様々な形で採用されていく可能性を考えた時，可能な限り，そのプロセスに詭弁が混入されることを防いでいくことが必要である．あるいは，詭弁が大量に混入することが避けられないのなら，可能な限り直接民主制を採用しないことが得策であるということとなろう．いずれにしても，直接民主制の政治プロセスが採用されるケースは限られている今日の我が国において，どれだけの詭弁が政治的言説の中に混入していたのかを実証的に明らかにすることは，今後の住民投票などの直接民主制の政治プロセスをどのように運用すべきかを考える上で，貴重な情報となると考えられる．

そこで本研究では，既往研究の中で政治的言説において詭弁が散見されていたと報告されている[9]，大阪都構想の住民投票に関する代表的な論者の「政治的言説」を分析対象とし，賛成，反対両者の発言に詭弁がどの程度含まれているかを実証的に明らかにすることを目的とする．この目的を達成することによって，政治的案件の主張に詭弁が用いられている可能性があることを認識し，重大な政治的案件の短絡的な意思決定を未然に防ぐというより上位の目的の達成に資すると考えられる．

3. 分析手法

(1) 分析対象

本研究では，大阪都構想を推進せんとする政治家A，大阪都構想に反対を表明する政治家B，Cを分析対象とする．今日において，政治的言説はテレビ，ラジオ，街頭演説，新聞，書籍，雑誌，インターネットなどの多様な媒体を通じて人々に配信されている．本研究の目的の

達成のためには，こうした種々の情報媒体のうち，為政者本人の直接の発言のみを分析対象とする必要があり，より有権者の投票判断に影響を与えうる情報媒体から発信された政治的言説を分析対象とすることが望ましい．そこで，本研究では，総務省が平成24年に公開した情報通信白書，辻ら（2014）の分析を参考に[10]，「テレビ」の公開討論番組における上記政治家たちによる発話内容、及び上記政治家たちによる直接の「Twitter」の内容を取り上げる．

(2) 分析手法

本研究では或る人間の発話や言説内容を分析する科学的手法としてSimonとEricssonによって提唱されたプロトコル分析を参考にしつつ，以下の手順に従って，個々の政治的言説に詭弁が含まれるか否か，また，含まれているのならば，その詭弁は如何なるタイプなのかを分類した．

(a) 詭弁タイプの分類

（0）分析対象となる政治的言説について，討論番組は全ての発言を文字起こしした上で話者が交代するまでの発言を１単位，Twitter は 1Tweet を１単位としてプロトコルデータにする．

（1）一方で，既往文献に基づいて「詭弁タイプ」を，その定義と共にリスト化する．

（2）筆者を含む分析者２名が，独立にプロトコルデータの１つ１つについて，（1）で定義した「詭弁タイプ」のそれぞれが該当するか否かを判定していく（該当する場合は、当該詭弁タイプダミー変数を 1，そうでない場合は 0 とデータ化した）．

（3）事後的に分析者２名の判定結果を照合し，両者が一致していれば，データを確定し，両者の判定結果に相違があれば，意見の一致をみるまで両者が協議する．

（4）なお、以上の（2）（3）の作業の過程で（1）で定義した詭弁タイプには分類し得ないが，詭弁である疑いが濃厚なプロトコルが見いだせた場合は，改めて既往文献を参照しつつ，詭弁タイプを追加する（なお，この過程で追加されたのが「先決問題要求の虚偽」と「本質的に曖昧な語句」，「前件否定」の 3 つであった）．

本分析で確認された虚偽タイプは17個であった．さらにこれらの虚偽タイプを，「①事実についての嘘」，すなわち，自説を補強するために用いられる言説が事実と乖離しているが故に，妥当な説得とならない言説，「②論理についての嘘」，すなわち，自説を補強するために用いられる言説は事実と概ね一致するが，その言説自体が説得の上で論理的に十分でない言説，①，②双方に当てはまる「③事実と論理双方についての嘘」の3つに大別した（表3-1）．

表3-1　本研究で確認された「虚偽タイプ」

番号	大分類	虚偽タイプ名
1	事実と論理双方についての嘘	先決問題要求の虚偽
2		対人論証
3		前件否定
4	事実についての嘘	軽率な一般化
5		幻法水煙
6		藁人形論法
7		虚偽択一法
8		因果関係誤認の虚偽
9		全称の誤用
10		本質的に曖昧な語句
11	論理についての嘘	類比の虚偽
12		比喩の虚偽
13		哀れみに訴える論証
14		語意もしくは文意曖昧の虚偽
15		総数詐術
16		歪曲論証法
17		論点変更の虚偽

(b) 定量的分析に用いる指標

上述の手順によって得られたデータを定量的に評価するために，「詭弁文章率P(i)」，「詭弁濃度C(i)」の二つの指標を設定した．以下にそれらの定義を示す．

$$P(i) = \frac{\Sigma S(i,j)}{\Sigma W(i,j)} \tag{1a}$$

P(i)：為政者iの詭弁文章率（総文字数に対する総詭弁文章文字数の比）

S(i,j)：為政者iのj番目の発言1単位の中で詭弁が含まれている文章の文字数

W(i,j)：為政者iのj番目の発言1単位の総文字数

$$C(i) = \frac{\Sigma N(i,j)}{\Sigma W(i,j)} \times 100 \tag{1b}$$

C(i)：詭弁濃度（為政者iが100文字当たりに弄する詭弁の出現回数）

N(i,j)：為政者iのj番目の発言1単位中の詭弁出現回数

「詭弁文章率P(i)」は上記の通り，為政者iのj番目の発言1単位の総文字数ΣW(i,j)に対して，為政者iのj番目の発言1単位に詭弁が含まれている文章の文字数の和ΣS(i,j)の比になっており，本研究の目的である，為政者による政治的言説にどの程度詭弁が含まれているのかという実態を表す指標である．しかし，例えば分析の結果，2人の為政者A,Bが存在したとき，A,Bともに詭弁文章率P(i)が同じである場合においても，為政者Aの詭弁を含む文章の中に複数の種類の虚偽が認められる場合が想定される．そのため，本研究では，詭弁文章率P(i)に加えて，詭弁出現回数の差異を定量的に評価するための指標を「詭弁濃度C(i)」を定義することとする．「詭弁濃度

C(i)」とは，為政者iのj番目の発言1単位の総文字数ΣW(i,j)に対する，為政者iのj番目の発言1単位中の詭弁出現回数N(i,j)の比に100を乗じることにより，為政者が発言100文字当たりに弄する詭弁の出現回数を表した指標である．「詭弁文章率P(i)」が同じであっても「詭弁濃度C(i)」が高いほど，当該言説が為政者の発言としての不適切性がより高いものと解釈できる．

4. 分析結果

(1) 政治家のTwitter上での政治的言説を対象とした分析結果

2015年4月17日から2015年5月17日までの1ヶ月間に発信された，政治家A，B，C本人によるTweet（Twitter内で1回発信される情報が1Tweetである．）を3章で述べた分析方法に従い分析を行った．分析手法（2）終了時点で筆分析者2名の間で，ある為政者の言説が詭弁に該当するか否かの平均一致率は81.8%であった（表4-1参照）．

表4-1　分析者2名間での分析手法（2）終了時における詭弁認定の一致率

① 分析者 A のみが詭弁と認定した文字数	1775 字
② 分析者 B のみが詭弁と認定した文字数	464 字
③ 分析者 A，B ともに詭弁と認定した文字数	4687 字
④ 分析者 A にとっての一致率（＝③/①+③）	72.5%
⑤ 分析者 B にとっての一致率（＝③/②+③）	91.0%
⑥ 平均一致率（＝（④+⑤）/2）	81.8%

以下に，分析例として，Tweetの全文，及び分類した詭弁タイプとその判断理由を示す．

表4-2の1.で用いられている2つの「組織」という単語のうち，前者は，現大阪市役所を指すものであり，後者は，大阪市特別区設置住民投票可決後に設置される特別区役所を指すものである．したがって，ここで用いられている「組織」とは2つの意味を持つ多義語である．

ところが，2.では，「どちらが」と対比させることで両者を一義的に扱い，続く3. で「５つの方が」として，あたかも，都構想によって同じ機能を有する「組織」が5つに増え，それを通じて「住民に対して丁寧なサポートができる」かのように論じることで，自説についてポジティブなイメージを喚起する文章となっている．したがって，1.~3.の一連の文章には「語意曖昧の虚偽」が含まれていると判断した．

4.については，「無駄」という言葉の意味は「役に立たない（余計な）こと。効果・効用がないこと」であるが，当然ながら，「役に立つ，効果・効用がある」ホテルやビルの建設事業は存在する．しかしながら，この文章では，なぜ，「ホテルを建てたり高層ビルを建てたりするお金」が無駄であるかという理由が述べられておらず，「無駄」という言葉は明快な意味を持たないにもかかわらず，これまでの大阪市政に対してネガティブなイメージを喚起する文章となっている．したがって，4.には「本質的に曖昧な語句」が含まれていると判断した．

5.について，5つに増やすことで住民サービスが向上するか否かが論点であるにも拘らず，5つに増やすことそれ自体が根拠なく先決的にサービスの向上に繋がると断定し，自説を正当化している．したがって，「先決問題要求の虚偽」であると判断した．

表4-2　Twitter分析例

	発言内容	分類
1	今の大阪市役所一つの組織と、地域に置かれた５つの組織。	語意曖昧の虚偽
2	どちらが住民サービスが向上するか。	語意曖昧の虚偽
3	５つの方が、住民に対してより丁寧にサポートできる。	語意曖昧の虚偽
4	無駄な経費とは、ホテルを建てたり高層ビルを建てたりするお金。	本質的に曖昧な語句
5	大阪都構想にかかる費用は組織を５つに増やす費用でこれ自体が住民サービスの向上だ。	先決問題要求の虚偽

以上の例のように，各政治家のTwitter上での政治的言説を網羅的に分析し，それを基に，各政治家の「詭弁文章率」「詭弁濃度」を算出した結果を表4-2に示す．

分析結果を基に，各政治家の「詭弁文章率」「詭弁濃度」を算出した結果を表4-3に示す．ただし，ここで得られた結果は，Twitter上での広報活動を含めたTweetも総文字数中に含まれており，或る政治家の政治的言説のみを対象とした「詭弁文章率」と「詭弁濃度」を算出したとは言い難いと考えられるため広報活動としてのTweetを除外した．

表3-1を参照し，政治家A，Bが弄する詭弁は「事実についての嘘」，「論理についての嘘」，「事実と論理双

方についての嘘」の3種類の嘘の内，どのような割合で構成されているのかを調査した．加えて，政治家A，Bはどの虚偽タイプをどの程度弄しているかを調べるために，各虚偽タイプと総詭弁出現回数との比を算出した．その結果を政治家A，Bそれぞれ表4-4，4-5に示す．

分析結果では，政治家Aが弄した計141回の詭弁は，「事実についての嘘」が56.7%，「論理についての嘘」が15.6%，「事実と論理双方についての嘘」が27.6%で構成されており，政治家Bの唯一の詭弁は「事実についての嘘」であった．以上の結果は，言説中にほとんど詭弁が混入しない政治家が存在する一方で，発言の約4分の1が詭弁で構成されている政治家の存在を示唆するものである．また，分析の結果，分析対象とした政治家のうち，詭弁を弄する政治家は 4割以上が「事実についての嘘」による詭弁を弄した疑義が濃厚であることが明らかとなった．詭弁タイプ別に見た総詭弁出現回数の比について，政治家Aは「先決問題要求の虚偽」を最も多用したと考えられ，総詭弁出現回数に対する割合は25.5%であった．先決問題要求の虚偽に次いで多用されたと考えられる虚偽タイプは「幻法水煙」と「本質的に曖昧な語句」であり，両タイプ共，総詭弁出現回数に対する割合は17.7%であった．一方，政治家Bの唯一弄した可能性のある詭弁は「全称の誤用」であった．

表4-3　Twitter上の「詭弁文章率」と「詭弁濃度」

	詭弁文章率（%）	詭弁濃度（回/100字）
A(i=1)	33.9	0.75
B(i=2)	0.3	0.01
C(i=3)	0	0

表4-4　Twitterで政治家Aの詭弁を構成する「嘘」

嘘タイプ	詭弁タイプ	詭弁回数	総詭弁回数に対する各「詭弁」比	総詭弁回数に対する各「嘘」比
事実と論理双方についての嘘	対人論証	1	0.7%	27.6%
	前件否定	2	1.4%	
	先決問題要求の虚偽	36	25.5%	
事実についての嘘	全称の誤用	11	7.8%	56.7%
	軽率な一般化	2	1.4%	
	幻法水煙	25	17.7%	
	藁人形論法	1	0.7%	
	虚偽択一法	0	0.0%	
	本質的に曖昧な語句	26	18.4%	
	因果関係誤認の虚偽	15	10.6%	
論理についての嘘	語意もしくは文意曖昧の虚偽	6	4.3%	15.6%
	類比の虚偽	4	2.8%	
	論点変更の虚偽	9	6.4%	
	比喩の虚偽	1	0.7%	
	総数詐術	0	0.0%	
	哀れみに訴える論証	1	0.7%	
	歪曲論証法	1	0.7%	
	総詭弁回数	141		

表4-5　Twitterで政治家Bの詭弁を構成する「嘘」

嘘タイプ	詭弁タイプ	詭弁回数	柳本氏の総詭弁回数に対する各「詭弁」比	総詭弁回数に対する各「嘘」比
事実と論理双方についての嘘	対人論証	0	0.0%	0.0%
	前件否定	0	0.0%	
	先決問題要求の虚偽	0	0.0%	
事実についての嘘	全称の誤用	1	100.0%	100.0%
	軽率な一般化	0	0.0%	
	幻法水煙	0	0.0%	
	藁人形論法	0	0.0%	
	虚偽択一法	0	0.0%	
	本質的に曖昧な語句	0	0.0%	
	因果関係誤認の虚偽	0	0.0%	
論理についての嘘	語意もしくは文意曖昧の虚偽	0	0.0%	0.0%
	類比の虚偽	0	0.0%	
	論点変更の虚偽	0	0.0%	
	比喩の虚偽	0	0.0%	
	総数詐術	0	0.0%	
	哀れみに訴える論証	0	0.0%	
	歪曲論証法	0	0.0%	
	総詭弁回数	1		

(2)　政治家の生討論番組上での政治的言説を対象とした分析結果

本研究の分析対象に選定した2015年2月12日に放送された「VOICE」（毎日放送）では，政治家A，政治家B及び他4名の司会，コメンテーターが約40分に渡って大阪市特別区設置法案に関するメリット，デメリットの議論を繰り広げるという趣旨の番組であった．本研究の目的は為政者の政治的言説に詭弁がどの程度含有しているかを明らかにする研究であるため，分析する発言は討論番組内における政治家Aと政治家Bの発言に限定して分析を行った．分析手法（2）終了時点で分析者2名の間である為政者の言説が詭弁に該当するか否かの平均一致率は68.5%であった（表4-6）．

表 4-6　分析者 2 名間での詭弁認定の一致率

①　分析者 A のみが詭弁と認定した文字数	1446 字
②　分析者 B のみが詭弁と認定した文字数	500 字
③　分析者 A，B ともに詭弁と認定した文字数	1947 字
④　分析者 A にとっての一致率（=③/①+③）	57.4%
⑤　分析者 B にとっての一致率（=③/②+③）	79.6%
⑥　平均一致率（=（④+⑤）/2）	68.5%

以下に，例として詭弁であると分析された生討論番組内での一回の発言の全文とその発言がどの詭弁タイプに

該当し，その詭弁タイプに該当すると判断した理由を示す.

表 4-7 の 2.~4.の発言は，市議会議員や市長は彼らの既得権益保持のために反対活動を行っている，という情報の根拠を提示しないまま，有権者に誤解を与えうる発言である．大阪都構想のメリット，デメリットを論じる上で何ら関係のない，ともすれば虚実でしかない話を持ち出し，反対派の主張を不当に貶める発言であるため，幻法水煙であると判断した.

次に 7.の発言について，同一の結果が複数の種類の原因から生じるにも拘らず，十分調査せず，或る一種の原因であると速断する「因果関係誤認の虚偽」であると判断した．なぜならば，税金の無駄遣いが止まらないことや様々な改革案件が進まないことの原因は大阪市議会が都道府県の仕事や市町村の仕事を行ってきたこと一つに集約されるものではなく，理性的な議論の結果，橋下氏が挙げる改革案件は実行すべきでないと判断された可能性も十分考えられるからである．さらに，「改革」「無駄遣い」といった語句の意味が曖昧であるが，橋下氏の自説を不当に正当化させる，あるいは大阪市政に不当な悪印象を与えることを企図してこれらの語句が用いられている．したがって，「本質的に曖昧な語句」であると判断した

また，12.の発言について，基本的に或る政策の可否は議会によって決せられるものであるにも拘らず，政策の可否の決定に 260 万人の合意をとる必要があるかのような，現実の政策決定過程とかい離する話を持ち出して，不当に現状の大阪市政に問題があるかのような印象を与えうる発言であるため，「論点変更の虚偽」であると判断した.

得られた分析結果から **4.1** と同様に，政治家 A，B についての「詭弁文章率」「詭弁濃度」を算定した．その結果を表 4-8 に示す.

まず，「詭弁文章率」について，政治家 A は 48%，政治家 B は 3%となった．「詭弁濃度」については，政治家 A は 0.64（回／100 字），政治家 B は 0.06（回/100 字）となった．次に，表 4-4，表 4-5 と同様の表を討論番組についても作成した．その結果を政治家 A，B についてそれぞれ表 4-9，表 4-10 に示す.

表 4-7　討論番組分析例

	発言内容	分類
1	それは、違うんです。	
2	政令市になって、誰が一番メリットを受けるかというと、市議会議員なんです。	幻法水煙
3	それから、市長なんです。	幻法水煙
4	自分たちもその使えるお金とか権限がなにか拡大するように錯覚するんですよ。	幻法水煙
5	市民の、市民からすればね、どちらがやってもいいんです。市役所でやっても、都道府県がやろうとも。	
6	今回は仕事の役割分担をやろうってことなんです。	
7	なぜそうなったかというとね、今までの大阪市議会ってものは、都道府県の仕事も、市町村の仕事も全部まぜこぜでやってたもんだから、さっきいったようにね、もうこんな風に税金の無駄遣い、こういうことが、全然止めれなかったし、もうその色んな改革案件についてもね、もう全然進まなかった。	因果関係誤認の虚偽，本質的に曖昧な語句
8	だから市議会議員の方にしっかりと、通常の市議会議員の仕事の方に集中してもらう。	
9	それから、さっき中野さんが言われたようにね、権限としては中核市以上の権限があるわけですよね。	
10	何が重要かというとね、選挙で選ばれた区長が自分の決定権で、どのサービスを選択するか、これからね、その税収がどんどん右肩あがりで伸びていきません。	
11	サービスを選択していかなきゃいけない。	
12	今の大阪市だと２６０万人で、この政策をやめて、この政策をするっていってもね、融通きかないんですよ、２６０万人の合意をとるなんて。	論点変更の虚偽
13	だからこれは大阪市内を５つに分けて、それぞれの地域でサービスの選択をやっていってください。そういうことなんです。	

表 4-8　橋下氏及び柳本氏の討論番組上の「詭弁文章率」と「詭弁濃度」

	詭弁文章率 (%) $\frac{\Sigma S(i,p)}{\Sigma W(i,p)}$	詭弁濃度 (回/100 字) $\frac{\Sigma N(i,p)}{\Sigma W(i,p)}\times 100$
橋下氏(i=1)	48	0.64
柳本氏(i=2)	2.6	0.06

表4-9　討論番組上での政治家Aの詭弁分析結果

嘘タイプ	詭弁タイプ	詭弁回数	総詭弁回数に対する各「詭弁」比	総詭弁回数に対する各「嘘」比
事実と論理双方についての嘘	対人論証	0	0.0%	30.4%
	前件否定	0	0.0%	
	先決問題要求の虚偽	14	30.4%	
事実についての嘘	全称の誤用	3	6.5%	50.0%
	軽率な一般化	0	0.0%	
	幻法水煙	3	6.5%	
	藁人形論法	2	4.3%	
	虚偽択一法	1	2.2%	
	本質的に曖昧な語句	9	19.6%	
	因果関係誤認の虚偽	5	10.9%	
論理についての嘘	語意もしくは文意曖昧の虚偽	1	2.2%	19.6%
	類比の虚偽	1	2.2%	
	論点変更の虚偽	5	10.9%	
	比喩の虚偽	0	0.0%	
	総数詐術	1	2.2%	
	哀れみに訴える論証	0	0.0%	
	歪曲論証法	1	2.2%	
	総詭弁回数	46		

表4-10　討論番組上での政治家Bの詭弁分析結果

嘘タイプ	詭弁タイプ	詭弁回数	総詭弁回数に対する各「詭弁」比	総詭弁回数に対する各「嘘」比
事実と論理双方についての嘘	対人論証	0	0.0%	0.0%
	前件否定	0	0.0%	
	先決問題要求の虚偽	0	0.0%	
事実についての嘘	全称の誤用	3	100.0%	100.0%
	軽率な一般化	0	0.0%	
	幻法水煙	0	0.0%	
	藁人形論法	0	0.0%	
	虚偽択一法	0	0.0%	
	本質的に曖昧な語句	0	0.0%	
	因果関係誤認の虚偽	0	0.0%	
論理についての嘘	語意もしくは文意曖昧の虚偽	0	0.0%	0.0%
	類比の虚偽	0	0.0%	
	論点変更の虚偽	0	0.0%	
	比喩の虚偽	0	0.0%	
	総数詐術	0	0.0%	
	哀れみに訴える論証	0	0.0%	
	歪曲論証法	0	0.0%	
	総詭弁回数	3		

政治家 A が弄した 46 回の詭弁は 50.0%を「事実についての嘘」，19.6%を「論理についての嘘」，30.4%を「事実と論理双方についての嘘」で構成しており，政治家 B が弄した 3 回の詭弁は「事実についての嘘」であった．詭弁タイプ別にみた，総詭弁出現回数に対する比について，政治家 A はテレビ討論番組上で最も多用した詭弁タイプは「先決問題要求の虚偽」であり，総詭弁出現回数に対する割合は 30.4%であった．先決問題要求の虚偽に次いで多用していた詭弁タイプは「本質的に曖昧な語句」であり，総詭弁出現回数に対する割合は 19.6%であり，それに次いで「論点変更の虚偽」と「因果関係誤認の虚偽」は 10.9%であった．政治家 B は「全称の誤用」を 3 回弄するに留まった．

討論番組の分析の結果，Twitter の分析で得られた結果と同様に，政治家 B の発言の中に若干の詭弁と分類せざるを得ない発言が確認され，政治家 A の発言からは五割弱の発言が詭弁である疑義が濃厚であるとの結果が得られた．また，テレビ生討論番組における分析においては，各政治家が弄する詭弁を構成する「嘘」は「事実についての嘘」，「論理についての嘘」，「事実と論理双方についての嘘」がそれぞれほぼほとんど同じ割合で構成されることが確認された．Twitter と同様に詭弁を構成する「嘘」は「事実についての嘘」が多くの割合を占めていることから，各有権者が政治家の発言の内，或る事実について述べている言説について特に注意を払うことが有権者の慎重且つ冷静な判断の一助となるのではないかと考えられる．

(3)　総合考察

本研究の分析結果によって，得られた知見とそこから解釈されることは次のとおりである．

直接民主制的な政治プロセスであった「大阪市特別区設置住民投票」において，所謂，「大阪都構想」を推進し，有権者に賛成を呼びかける代表的な政治家の言説中には「詭弁」が Twitter で 3 割弱，討論番組で 5 割と多用されていたとの結果が得られた一方で，「大阪都構想」に慎重な態度を示し，有権者に反対を呼びかける政治家 B，C の言説中には，「詭弁」がほとんど確認されなかった．この結果と，「大阪都構想」を巡る住民投票において，賛成が 694,844 票（49.6%），反対が 705,585 票（50.4%）とその差は僅差であったという事実を勘案すると，いくつかの論点が示唆される事になる。

第一に、「大阪都構想」の賛否における票差は僅差であったが、賛否を主張する政治家の言説に含まれる詭弁濃度は雲泥の差があったということが示された。

第二に、したがって、「大阪都構想」の可否を有権者が直接判断する政治プロセスにおいて，半数近くの有権者が，言説のほとんどが事実のみで構成されている政治家の主張ではなく、言説の 3 割から 5 割が詭弁で構成されている政治家の主張を支持する投票判断を下したという事が示された。

第三に、詭弁とは真実ではない虚偽に基づいて肯定的イメージを付与するものである以上、半数近くの有権者が、真実ではなく虚偽に基づいて投票判断を下した可能性があるという事が示された。

一方，政治的言説において用いられる詭弁の特徴に関して，次のような知見が得られた．

まず，Twitter とテレビ討論番組の詭弁タイプの共通点として，両メディアとも，「先決問題要求の虚偽」が，Twitter においては 25.5%，テレビ討論番組については

30.4%であり，また「本質的に曖昧な語句」が Twitter においては 18.4%，テレビ討論番組では 19.6%と，他の詭弁タイプに比べて頻出している．ここで，繰り返しとなるが，定義は順に，「自身の見解を支持する論証を組み立てる際，証明すべき問題の見解そのものを頭から真とみなして，前提の中に組み入れる誤り」，「文脈が確定した場合でも，或る語句に万人が認めるような明快な意味を持たない語句を使用する誤り」であり，いずれも「事実についての嘘」に分類される．両者の詭弁がなぜ，とりわけ多用されるのか，という点について，両者の定義から類推すると，次のとおりである．すなわち，嘘の前提や事実に背馳した曖昧な言葉から導かれる結論は，論理学上，その結論自体が嘘である可能性が高いにも拘らず，多くの有権者は政治家の言説の一言一句について，前提に偽りがないか，あるいは，事実に背馳した曖昧な言葉が含まれていないか，という点を逐一判断することはしないものと考えられる．一方で，そうした偽りや曖昧な言葉が含有された言説にはもっともらしい因果関係が付与されると考えられ，それ故に，当該言説に対する有権者の納得感は高まるものと考えられる．詭弁を弄する政治家が，こうした詭弁の構造を自覚しているか否かは定かではないものの，自説を大衆に受容させる上で，先決問題要求の虚偽や本質的に曖昧な語句を言説に混入させることの有効性を潜在的か顕在的かはさておき認識し、それらのタイプの詭弁を多用している可能性があるものと考えられる．

次に，両メディアの詭弁タイプの違いとして，Twitter では，先決問題要求の虚偽と本質的に曖昧な語句に並び，幻法水煙が 17.7%と多用されていた一方で，テレビ番組では，先決問題要求の虚偽と本質的に曖昧な語句について，因果関係誤認の虚偽，論点変更の虚偽が 10.9%と多用されていたことが挙げられる．幻法水煙とは「根拠のない噂をでっち上げて，人を不信と疑惑の淵に落とし入れること．」とあるように，虚実によるネガティブキャンペーンを行い不当に論敵の主張を貶めることであるが，Twitter では文字化した情報を発信するため，根拠のないデマを発信しても，そのデマが否定されるまでに時間を要し，デマが否定される前に事実として誤認されてしまうために，Twitter 上で幻法水煙が多用されるという可能性が考えられる．一方，テレビ番組上で論点変更の虚偽と因果関係誤認の虚偽が多用される理由は，テレビ収録の限られた時間の中で，自説を述べ，論敵や他の出演者からの問いかけに対しても自説が正しいことを主張し続けるためには，常に，自身に都合の良い話題に切り替え，問題設定をし，そこから自説を展開する必要がある．そうしたとき，故意に論点をすり替えたり，無関係な論点にすり替えるといった「論点変更の虚偽」や根拠のない因果関係を定立する「因果関係誤認の虚偽」が多用されるものと解釈できる．

以上の結果は，特定の政治家，すなわち，都構想に賛成を主張する政治家の言説において，詭弁が多用され，さらに，その詭弁の大半は「事実についての嘘」であったという看過しがたい深刻な疑義を明らかにしたものであり，自治の在り方そのものに抜本的な影響を及ぼす重大な政治プロセスにおける為政者の振る舞い，そして，有権者の振る舞いに警鐘を鳴らすものである．なお，当然ながら分析対象あるいは分析期間を変更することで，今回と異なる結果が得られる可能性があるが，別の期間の分析において，これまでほとんど見られなかった反対派の詭弁が増加する一方で，これまで頻出していた賛成派の詭弁が減少するという可能性についてのもっともらしい根拠は見当たらないものと考えられる．

5. 結論

昨今の我が国において，人々の将来の利益，国家の存続に多大な影響を及ぼすことが懸念される重大な政策の可否を，直接民主制の考え方に基づいた「住民投票」によって決する事態が生じている．直接民主制下では，政治的専門知識を持たない一般有権者の判断が直接政策の可否に影響するという理由から，その統治形態の特性上，政治的言説中に「詭弁」が混入する危険性を孕み，深刻な被害をもたらしうる．具体例として，直接民主制に基づく住民投票に大阪市特別区設置住民投票，所謂大阪都構想に関する住民投票が挙げられる．本研究では，今後我が国において，憲法改正といった案件で，直接民主制的な「住民投票」が実施される可能性がある中で，既に実施された「住民投票」の機会にどれだけの「詭弁」が政治的言説に混入していたかを実証的に明らかにし，今後の住民投票などの直接民主制の政治プロセスをどのように運営すべきか議論する上での基礎的情報を得ることを目的とし分析を行った．

本研究では，大阪都構想に対して賛成，あるいは反対を表明する特定の政治家の住民投票直前の一ヶ月間の Twitter 上での政治的言説とテレビ討論番組上での政治的言説を抽出し，詭弁含有の程度をプロトコル分析を参考に分析を行った．その結果，反対派の政治家の言説中にほとんどあるいは一切詭弁を混入させない一方で，賛成を唱える政治家の発言の内 25%から 50%弱が詭弁である疑義が濃厚であることが実証的に明らかとなった． この結果は，特定の政治家のある期間の発言を分析したものであるが，ある政治家の発言の中に，他の政治家と比して圧倒的に多くの「真実ではない言説」が混入していた可能性を意味しており，有権者の政治的判断において，為政者の直接的な言動が及ぼす影響を考えるならば，こ

の結果は極めて重大な意味を持つ．また，本研究成果はこうした危険性を有権者一人一人が認識し，政治的案件に対する意志決定における国民の慎重且つ理性的な判断の重要性を提示するものといえよう．

今後は，本研究で対象とした Twitter とテレビ討論番組政治家の言説以外にも，有権者の投票時の判断に影響を与えうる新聞や政治家以外の出演者で収録されるニュース番組なども分析対象として，分析することが望ましいと考えられる．

参考文献

1） 松村明：大辞林，三省堂，1990

2）J.S.ミル：代議制統治論，岩波文庫，1997

3 ） Georg Wilhelm Friedrich Hegel：精神現象学,作品社，1998

4 ）小松佳弘・羽鳥剛史・藤井聡：大衆性と弁証法的議論の失敗に関する実証的研究，土木計画学研究・講演集，CD-ROM，vol39,2009

5 ）アリストテレス：弁論術，岩波文庫，1992

6 ） Daniel Kahneman & Paul Slovic &Amos Tversky：Judgement Under Uncertainty Heuristics and Biases, Cambridge University Press,1982

7 ）産経新聞大阪社会部：橋下語録，産経新聞出版，2012

8 ）西川秀和：冷戦レトリックの形成過程―トルーマン大統領のレトリック戦略を中心に―，早稲田大学大学院社会科学研究科，2008

9 ）藤井聡・村上弘・森裕之：大都市自治を問う　大阪・橋下維新の検証，学芸出版社，2015

10 ）辻智佐子・辻俊一・渡辺昇一：政治参加の活性化とインターネットの関係性に関する一考察，城西大学経営紀要　第10号，2014